

令和4年9月12日

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之 様

那覇市上下水道事業審議会
会 長 神谷 大介

適正な那覇市下水道使用料について（意見）

令和4年7月15日付け、那水企第1074号で審議依頼のありましたみだしの件について、那覇市上下水道事業審議会条例第1条に基づき別紙のとおり意見いたします。

意見書

下水道事業は、公営企業として独立採算が求められる事業である。そのため汚水処理に係る費用を受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされている。

しかしながら、那覇市の下水道事業は、収入増や経費縮減などの経営努力を行っているものの使用料のみによる事業運営が難しく、これまで一般会計からの繰入金や企業債に依存している現状である。

また、現在、多額の企業債残高を抱えており、毎年、元金償還を行っているが、建設改良費にあてるため新たに借入を行っている。

この様な中、令和2年10月に県の流域下水道維持管理負担金が増額されたこともあり、さらなる費用増となっている。

さらに、本土復帰後に整備した下水道施設の経年劣化に伴い増大する維持管理、改築についても多額の資金が必要になるが、将来予想される人口減少等に伴い大きな収入増は見込めないと考える。

下水道事業には、健全で持続可能な経営が求められることから、これらの状況を踏まえ、当審議会は、下水道の県流域下水道維持管理負担金の増額への対応や企業債残高を減額していくために新たな企業債の抑制を図ること、経年劣化により今後、増大する下水道施設の維持管理費や改築費の確保のため、下水道使用料の改定をすることが妥当であると考えます。

ただし、改定については、現状の新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に伴う市民生活や経済活動への影響も考慮し、使用者の負担に配慮した下水道使用料とすべきと考えます。

以上のことから、当審議会において、適切な下水道使用料の改定について検討した結果、別紙「下水道使用料改定表（意見）」のとおり変更することが妥当であると判断する。

なお、当審議会では、次のとおり付帯意見を付ける。

付帯意見

- 1 今後は、適正な下水道使用料について定期的に改定の必要性について検討を行うこと。
- 2 下水道使用料の改定にあたり、市民の理解が得られるよう丁寧に説明し、周知を図ること。
- 3 今後も、経費縮減や収入増への取り組みを継続するなど経営努力に努めること。

(別紙)

下水道使用料改定表 (意見)

(1ヵ月分、税抜き)

種別	区分 排出汚水量 (m ³)	使用料		
		現行	改定案	差額
基本使用料		581円	512円	-69円
従量使用料 (1m ³ につき)	1m ³ ～ 5m ³ まで		10円	10円
	6m ³ ～ 10m ³ まで		12円	12円
	11m ³ ～ 15m ³ まで	78円	86円	8円
	16m ³ ～ 20m ³ まで		88円	10円
	21m ³ ～ 25m ³ まで			10円
	26m ³ ～ 30m ³ まで		92円	14円
	31m ³ ～ 35m ³ まで	92円		0円
	36m ³ ～ 40m ³ まで		103円	11円
	41m ³ ～ 50m ³ まで			11円
	51m ³ ～ 100m ³ まで	126円	136円	10円
	101m ³ ～ 300m ³ まで	150円	160円	10円
	301m ³ ～ 1000m ³ まで	182円	194円	12円
	1001m ³ ～ 8000m ³ まで	191円	202円	11円
	8001m ³ ～	200円	210円	10円

【改正箇所】

- ・ 使用料単価の改定
- ・ 基本水量の廃止
- ・ 従量使用料の排出汚水量区分を 7 区分から 11 区分へ変更
- ・ 使用料を内税方式から外税方式へ変更